

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型） 重要事項説明書

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」といいます。）重要事項説明書は、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはその代理人（ご家族等）に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

20 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業者	法人名 代表者名 住所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充 本社/〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号
説明者	事業所名 担当者名	

私は、本書面に基づいて事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙利用料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

ご利用者	氏名
代理人 または 署名代行人	氏名 ご利用者との関係

## 1. 【事業の目的】

SOMPOケア株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する「定期巡回事業所（以下「事業所」といいます。）」が行う指定定期巡回の事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター、訪問介護員および看護職員（以下「従業者」といいます。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回を提供し、①重度な介護が必要な状態になっても24時間安心して在宅で暮らし続けることができるサービス基盤を確立する、②いつでも介護の専門職がコールを受け付けることで在宅で生活する要介護高齢者の不安を解消する、③必要な時に必要な定期巡回を提供することで要介護高齢者の自立を支援することを事業の目的とします。

## 2. 【運営の方針】

- 事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、ベッドからの転倒転落など突発的な介護への対応など安心して在宅生活を送ることができるよう定期巡回を提供いたします。
- 事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立生活していくために、ご利用者の能力に応じて、ご自身にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践いたします。
- 事業所が、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の建物内に設置されている場合においても、正当な理由がある場合を除き、地域のご利用者に対してもサービスを提供いたします。

## 3. 【SOMPOケア株式会社の概要】

法人名	SOMPOケア株式会社	代表者	代表取締役 鷲見 隆充
法人所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号	電話番号	03-6455-8560(本社代表)
事業内容	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業等		

## 4. 【サービスを提供する事業所の概要】 ※記載内容は、説明月時点の概要となります

事業所名		指定事業所番号	
所在地		通常の事業の実施地域	
電話番号		損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社
F A X 番号			

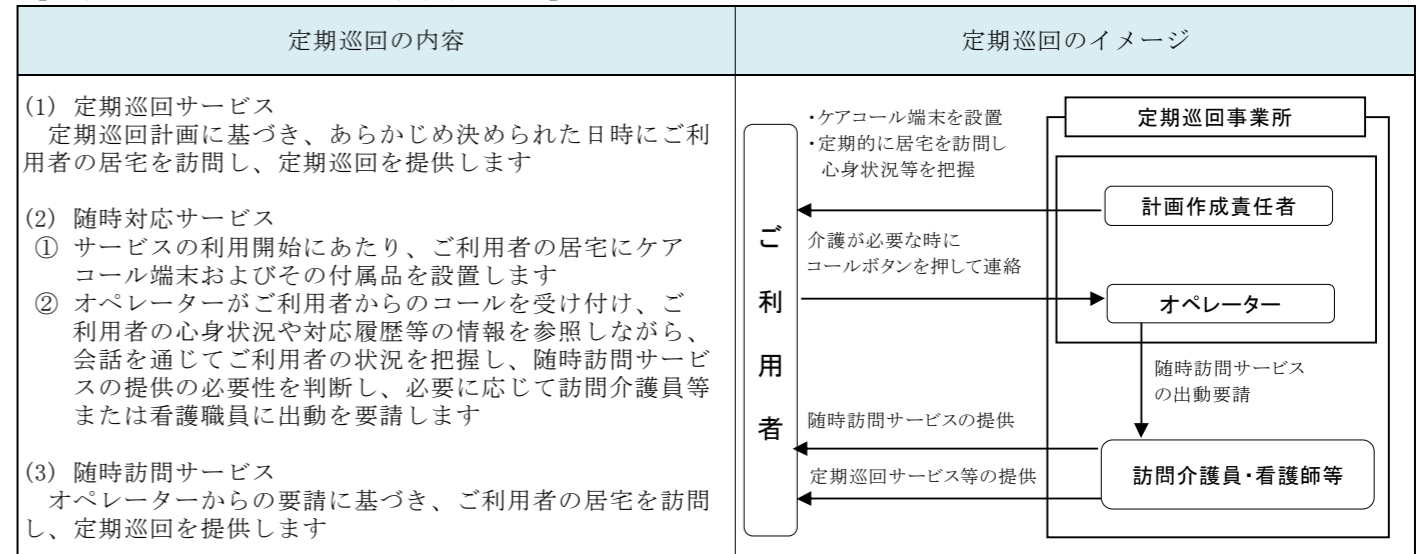
サービス提供	
提供日	
提供時間	
サービス受付	
営業日	
営業時間	

第三者評価について	
実施の有無	無し
直近の実施年月日	-
評価実施機関	-
開示状況	無し

※ 第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。  
都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職種 ※主な必要資格	人数	職務内容
管理者	1 人	事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。
計画作成責任者	1 人	(1) 利用の申し込みに関する調整を行います。 (2) ご利用者の居宅への訪問面接、関連機関との連携等によりご利用者の心身状況等を把握します。 (3) 定期巡回計画を作成します。 (4) 勤務時間は、営業日の「受付・相談」時間に準じます。
オペレーター ※介護福祉士 ※社会福祉士 ※看護師	1 人	(1) ご利用者からの通報を受け付け、あらかじめ把握しているご利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等または看護職員に出動を要請します。 (2) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
訪問介護員等 ※介護職員初任者研修	1 人	(1) オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 (2) 定期巡回計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 (3) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
看護職員 ※看護師 ※准看護師	1 人	(1) オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 (2) 定期巡回・随時計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 (3) 定期的にご利用者の居宅を訪問しアセスメントを行います。 (4) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。

## 5. 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容】



6. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

定期巡回の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙ご利用料金表のとおりとします。

7. 【定期巡回のご利用についての注意事項】

実施する定期巡回について

- 定期巡回は、居宅サービス計画および定期巡回計画に基づいて提供いたします。
- 居宅サービス計画および定期巡回計画で定められた以外の業務を訪問介護員等および看護職員に依頼することはできません。
- 定期巡回の内容変更に関しては、ご利用者またはご家族が直接訪問介護員等および看護職員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- 定期巡回の内容変更については、計画作成責任者にご依頼ください。
- ご利用者以外のご家族に対する定期巡回の提供はできません。

担当する訪問介護員等について

- 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスの提供にあたっては、介護福祉士などの資格をもった従業員が行います。
- 当社の選任した訪問介護員等が定期巡回を行います。ご利用者またはご家族が訪問介護員を指名することはできません。

担当する看護職員について

- 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスにおける療養上の世話または必要な診療の補助の提供にあたっては、看護師などの資格をもった従業員が行います。
- 当社の選任した看護職員が定期巡回を行います。ご利用者またはご家族による看護職員の指名はできません。
- 当社の看護職員による訪問看護サービスの提供はできません。訪問看護サービスは事業所の連携する訪問看護事業所より提供いたします。

サービス提供する上で使用する物品について

ご利用者のお住まいで、定期巡回を提供するために必要な備品等（水道、ガス、電気等）を無償で使用させていただくことがあります。

随時訪問サービスの到着時間について

- 随時訪問サービスの提供に際しては、到着までに要する時間はその時点での交通事情、気象状況や訪問介護員等または看護職員の稼働状況等により変化いたします。
- オペレーターは、ご利用者に対してあらかじめ想定される到着時刻を伝え、ご利用者の了解を得た上で訪問介護員等または看護職員に出勤を要請します。

守秘義務

- 事業者は、定期巡回を提供する上で知り得たご利用者およびご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- 事業者は、ご利用者およびご家族等にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の書面を交わすことといたします。

訪問介護員等および看護職員の倫理規定

- 訪問介護員等または看護職員個人の電話番号や住所は、お知らせできないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- 訪問介護員等および看護職員は、工作中的の茶菓、お礼は一切受け取れないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

金銭等の取り扱いについて

- 買い物、薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできません。
- お金の管理が困難な場合には、成年後見制度や権利擁護事業の利用をご検討ください。なお、制度の内容については、担当の介護支援専門員や当事業所の管理者または計画作成責任者にお問い合わせください。

合鍵の預かりについて

- 随時訪問サービスまたは定期巡回サービスを実施する上で、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて合鍵をお預かりいたします。
- 合鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を発行します。
- お預かりした合鍵は当事業所で責任を持って保管・管理いたしますが、万が一紛失した際には当事業所の費用負担によりすみやかに錠前を交換させていただきます。
- ご利用者より合鍵返却の求めのある都度、および定期巡回が終了となった時点で、鍵返却証を発行し、すみやかに合鍵を返却します。

ハラスメントについて

従業員に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

【ハラスメント等の具体例】

- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- 過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
- 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
- セクシャルハラスメント

8. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する定期巡回の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責に帰すべき事由による場合は損害を賠償します。

9. 【教育・研修体制】

事業所は、定期巡回の従業員に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会および内容を以下のように設けています。

- 入社時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年10回以上

【研修内容】

- 定期巡回の従業員としての専門的な業務について
- 高齢者虐待防止法などの他法制度について
- その他、定期巡回の実施のために必要な事項について

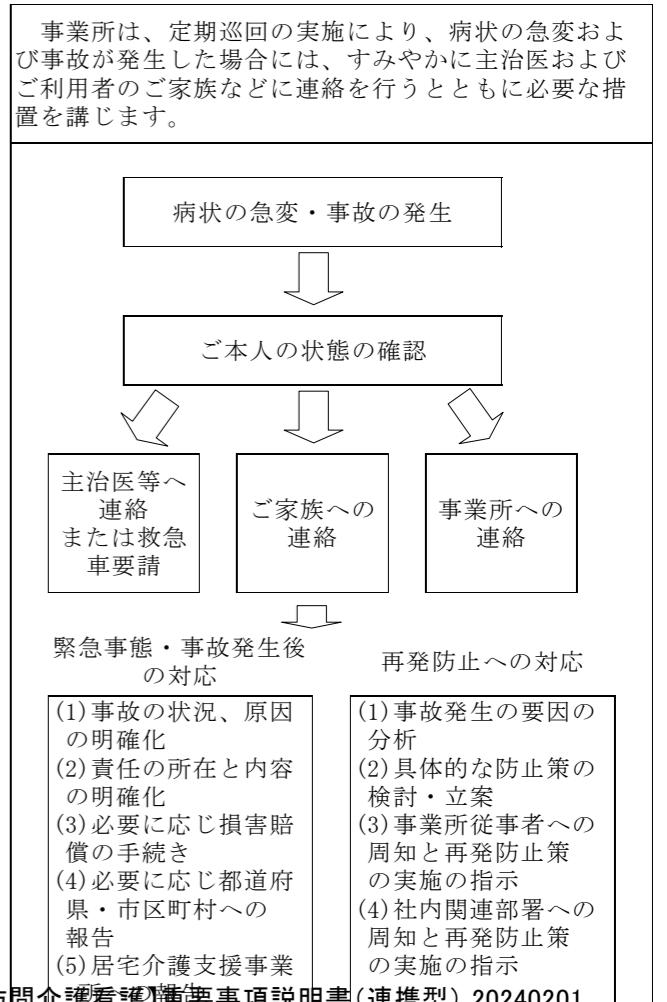
10. 【虐待防止の為の措置】

- 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
  - 虐待を防止するための従業員に対する研修の定期的な実施
  - ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
  - 成年後見制度の利用支援
  - 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
  - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図る
  - 虐待の防止のための指針の整備
  - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

11. 【相談・苦情の対応】

事業所受付	相談・苦情窓口	(電話)	
		(受付時間)	事業所概要の通り
		(担当者)	
事業者	お客様相談窓口	(電話)	0120-65-1192
		(受付時間)	9:00~18:00(土日祝除く)
申し外立部 て苦情 機関	ご利用者がお住まいの各市区町村外部苦情窓口	(担当窓口)	
		(受付時間)	
	(電話)		
	都道府県国民健康保険団体連合会	(担当窓口)	
		(受付時間)	
		(電話)	
【相談・苦情発生時の対応】			
(1) 相談・苦情の受付 (2) 相談・苦情の内容確認 (3) 事実の調査と再発防止策の立案 (4) 苦情再発防止策の実施			

12. 【緊急時・事故発生時の対応】



重要事項説明書別紙利用料金表〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）〉

適用される地域区分	その他	地域単価	(10.00円)
-----------	-----	------	----------

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回という）の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）\_\_利用料金

(1月につき)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
定期巡回費（Ⅱ）	54,460円	97,200円	161,400円	204,170円	246,920円

通所介護、通所リハビリテーションまたは認知症対応型通所介護（以下、通所介護等という。）を受けている利用者に対して、定期巡回を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算します。

通所介護等を利用した場合の減算費 (1日につき)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所介護等を利用した場合の減算費	-620円	-1,110円	-1,840円	-2,330円	-2,810円

短期入所系サービスを利用した場合は、その利用日数に応じた日割り計算を行います。

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）\_\_利用料金

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）は、夜間のみサービスを必要とするご利用者に対して、定期巡回を行った場合に算定します。

		利用料金	
定期巡回費（Ⅲ）	基本夜間訪問サービス費	9,890円	/月
	定期巡回サービス費	3,720円	/回
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	5,670円	/回
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	7,640円	/回

(1) 随時訪問サービス費（Ⅱ）を算定する場合

次のいずれかに該当する場合において、1人のご利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて、ご利用者またはそのご家族等の同意を得て行った場合に算定することができます。

- ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる場合
- ③長期間にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
- ④その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合

3. 加算・減算項目

		定期巡回費（Ⅱ）の場合		定期巡回費（Ⅲ）の場合			
加算・減算項目	初期加算	300円	/日			—	
	サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	7,500円	/月	220円	/回	非該当
		(Ⅱ)	6,400円	/月	180円	/回	非該当
		(Ⅲ)	3,500円	/月	60円	/回	非該当
	総合マネジメント体制強化加算	(Ⅰ)	12,000円	/月			非該当
		(Ⅱ)	8,000円	/月			非該当
	生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1,000円	/月			非該当
		(Ⅱ)	2,000円	/月			非該当
	認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	900円	/月	30円	/日	非該当
		(Ⅱ)	1,200円	/月	40円	/日	非該当
	口腔連携強化加算		500円	/回			非該当
	介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	/月	所定単位数の24.5%	/月	非該当
		(Ⅱ)	所定単位数の22.4%	/月	所定単位数の22.4%	/月	該当
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		所定単位数×1%の減算		—
業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		所定単位数×1%の減算		—	
同一減算建物	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	-6,000円	/月	所定単位数×90%	/月	—	
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	-9,000円	/月	所定単位数×85%	/月	—	

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります

#### 4. 実費について

(1回につき)

実費項目	買物や薬受けのサービスを行った場合（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円 (税込)
	買物や薬受けのサービスを行った場合（公共交通機関使用）	実 費
	通話料	1分につき42円 (税込)
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円 (税込)

- (1) ご利用者が専用端末を用いてオペレーションセンターに通報した場合の通話料金として、1分につき42円（税込）をお支払い頂きます。
- (2) サービス実施記録等の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
- (3) 買い物、通院および外出介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則としてご利用者のご負担となります。交通費は通院および外出介助の場合、同乗する従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道みのサービスの提供であっても、往復における従業者分の交通費をご利用者にご負担頂きます。買物代行においてSOMPOケア株式会社の自動車等を使用する場合には、使用時の経費（利用者宅から目的地までの往復の経費 [22円/km]（税込））をお支払い頂きます。
- (4) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

#### 5. その他の留意事項

- (1) 定期巡回を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- (2) 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- (3) 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
  - ① 1ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・・ア
  - ② ア × 10円（介護給付費1単位に対する地区別単価）＝ イ（1円未満切捨）・・・介護報酬
  - ③ イ × （1－負担割合証に記載された負担割合）＝ ウ（1円未満切捨）・・・保険給付
  - ④ イ－ウ＝自己負担額
- (4) 定期巡回の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。（介護保険給付対象外のサービスをご希望される場合は、別途消費税を頂きます。）
- (5) ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、定期巡回の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

#### 6. 日割り計算について

〔日割り計算を行う場合〕 以下に該当する場合は、月額報酬を日割りで計算します。	定巡費 (Ⅱ)	定巡費 (Ⅲ)	〔日割り計算を行わない場合〕
・要介護認定の区分変更	●	●	・月途中の入・退院の場合は、日割り計算の対象外となります。（なお、月を通じて1ヶ月間入院される場合には、該当月における介護給付費は算定されません。）
・サービス事業所の変更（当該サービスのみ）	●	●	
・事業開始・廃止（指定有効期間開始・終了）	●	●	<例> 7月15日から9月15日まで入院された場合の取扱い
・事業所指定効力停止の開始・解除	●	●	7月…日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします
・利用者の登録開始・契約解除	●	●	8月…介護給付費の請求はございません
・短期入所生活介護または短期入所療養介護の入・退所	●	●	9月…日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします
・認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）または地域密着型特定施設入居者生活介護の入・退居	●	●	

#### 7. 支払い方法および重要事項

サービス利用料	市区町村の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。  ※ 介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。  ※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。

# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型） 重要事項説明書

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回」といいます。）重要事項説明書は、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはその代理人（ご家族等）に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

20 年 月 日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業者	法人名 代表者名 住所	SOMPOケア株式会社 代表取締役 鷲見 隆充 本社/〒140-0002 東京都品川区東品川四丁目12番8号
説明者	事業所名 担当者名	

私は、本書面に基づいて事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙利用料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

ご利用者	氏名
代理人 または 署名代行人	氏名 ご利用者との関係

## 1. 【事業の目的】

SOMPOケア株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する「定期巡回事業所（以下「事業所」といいます。）」が行う指定定期巡回の事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター、訪問介護員および看護職員（以下「従業者」といいます。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回を提供し、①重度な介護が必要な状態になっても24時間安心して在宅で暮らし続けることができるサービス基盤を確立する、②いつでも介護の専門職がコールを受け付けることで在宅で生活する要介護高齢者の不安を解消する、③必要な時に必要な定期巡回を提供することで要介護高齢者の自立を支援することを事業の目的とします。

## 2. 【運営の方針】

- 事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、ベッドからの転倒転落など突発的な介護への対応など安心して在宅生活を送ることができるよう定期巡回を提供いたします。
- 事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立生活していくために、ご利用者の能力に応じて、ご自身にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践いたします。
- 事業所が、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の建物内に設置されている場合においても、正当な理由がある場合を除き、地域のご利用者に対してもサービスを提供いたします。

## 3. 【SOMPOケア株式会社の概要】

法人名	SOMPOケア株式会社	代表者	代表取締役 鷲見 隆充
法人所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号	電話番号	03-6455-8560(本社代表)
事業内容	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業等		

## 4. 【サービスを提供する事業所の概要】 ※記載内容は、説明月時点の概要となります

事業所名		指定事業所番号	
所在地		通常の事業の実施地域	
電話番号		損害賠償責任保険加入先	損害保険ジャパン株式会社
F A X 番号			

サービス提供	
提供日	
提供時間	
サービス受付	
営業日	
営業時間	

第三者評価について	
実施の有無	無し
直近の実施年月日	-
評価実施機関	-
開示状況	無し

※ 第三者評価とは、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。  
都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職種 ※主な必要資格	人数	職務内容
管理者	1 人	事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。
計画作成責任者	1 人	(1) 利用の申し込みに関する調整を行います。 (2) ご利用者の居宅への訪問面接、関連機関との連携等によりご利用者の心身状況等を把握します。 (3) 定期巡回計画を作成します。 (4) 勤務時間は、営業日の「受付・相談」時間に準じます。
オペレーター ※介護福祉士 ※社会福祉士 ※看護師	1 人	(1) ご利用者からの通報を受け付け、あらかじめ把握しているご利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等または看護職員に出動を要請します。 (2) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
訪問介護員等 ※介護職員初任者研修	1 人	(1) オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 (2) 定期巡回計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 (3) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
看護職員 ※看護師 ※准看護師	1 人	(1) オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 (2) 定期巡回計画に基づき訪問看護サービスおよび定期巡回サービスの提供に当たります。 (3) 定期的にご利用者の居宅を訪問しアセスメントを行います。 (4) 勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。

## 5. 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容】

定期巡回の内容	定期巡回のイメージ
(1) 定期巡回サービス 定期巡回計画に基づき、あらかじめ決められた日時にご利用者の居宅を訪問し、定期巡回を提供します (2) 随時対応サービス ① サービスの利用開始にあたり、ご利用者の居宅にケアコール端末およびその付属品を設置します ② オペレーターがご利用者からのコールを受け付け、ご利用者の心身状況や対応履歴等の情報を参照しながら、会話を通じてご利用者の状況を把握し、随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等または看護職員に出動を要請します (3) 随時訪問サービス オペレーターからの要請に基づき、ご利用者の居宅を訪問し、定期巡回を提供します (4) 訪問看護サービス 医師の指示に基づいた定期巡回計画に基づき、定期的および随時ご利用者の居宅に訪問し、サービスを提供します	<p>定期巡回事業所</p> <p>計画作成責任者</p> <p>オペレーター</p> <p>訪問介護員・看護師等</p> <p>利用者</p> <p>ケアコール端末を設置 ・定期的に居宅を訪問し 心身状況等を把握</p> <p>介護が必要な時に コールボタンを押して連絡</p> <p>随時訪問サービスの提供</p> <p>随時訪問サービスの出動要請</p> <p>定期巡回サービス等の提供</p>

## 6. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

定期巡回の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

## 7. 【定期巡回のご利用についての注意事項】

### 実施する定期巡回について

- 定期巡回は、居宅サービス計画および定期巡回計画に基づいて提供いたします。
- 居宅サービス計画および定期巡回計画で定められた以外の業務を訪問介護員等および看護職員に依頼することはできません。
- 定期巡回の内容変更に関しては、ご利用者またはご家族が直接訪問介護員等および看護職員に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- 定期巡回の内容変更については、計画作成責任者にご依頼ください。
- ご利用者以外のご家族に対する定期巡回の提供はできません。

### 担当する訪問介護員等について

- 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスの提供にあたっては、介護福祉士などの資格をもった従業員が行います。
- 当社の選任した訪問介護員等が定期巡回を行います。ご利用者またはご家族が訪問介護員を指名することはできません。

### 担当する看護職員について

- 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスにおける療養上の世話または必要な診療の補助の提供にあたっては、看護師などの資格をもった従業員が行います。
- 当社の選任した看護職員が定期巡回を行います。ご利用者またはご家族による看護職員の指名はできません。

### サービス提供する上で使用する物品について

ご利用者のお住まいで、定期巡回を提供するために必要な備品等（水道、ガス、電気等）を無償で使用させていただくことがあります。

### 随時訪問サービスの到着時間について

- 随時訪問サービスの提供に際しては、到着までに要する時間はその時点での交通事情、気象状況や訪問介護員等または看護職員の稼働状況等により変化いたします。
- オペレーターは、ご利用者に対してあらかじめ想定される到着時刻を伝え、ご利用者の了解を得た上で訪問介護員等または看護職員に出動を要請します。

### 守秘義務

- 事業者は、定期巡回を提供する上で知り得たご利用者およびご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。
- 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- 事業者は、ご利用者およびご家族等にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の書面を交わすことといたします。

### 訪問介護員等および看護職員の倫理規定

- 訪問介護員等または看護職員個人の電話番号や住所は、お知らせできないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- 訪問介護員等および看護職員は、工作中的の茶菓、お礼は一切受け取れないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

### 金銭等の取り扱いについて

- 買い物、薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできません。
- お金の管理が困難な場合には、成年後見制度や権利擁護事業の利用をご検討ください。なお、制度の内容については、担当の介護支援専門員や当事業所の管理者または計画作成責任者にお問い合わせください。

### 合鍵の預かりについて

- 随時訪問サービスまたは定期巡回サービスを実施する上で、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて合鍵をお預かりいたします。
- 合鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を発行します。
- お預かりした合鍵は当事業所で責任を持って保管・管理いたしますが、万が一紛失した際には当事業所の費用負担によりすみやかに錠前を交換させていただきます。
- ご利用者より合鍵返却の求めのある都度、および定期巡回が終了となった時点で、鍵返却証を発行し、すみやかに合鍵を返却します。

### ハラスメントについて

従業員に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いいたします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。

#### 【ハラスメント等の具体例】

- 身体的な攻撃（暴行・傷害）
- 精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
- 過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
- 個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
- セクシャルハラスメント

## 8. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する定期巡回の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責に帰すべき事由による場合は損害を賠償します。

## 9. 【教育・研修体制】

事業所は、定期巡回の従業員に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会および内容を以下のように設けています。

- 入社時研修 採用後1ヶ月以内
- 継続研修 年10回以上

#### 【研修内容】

- 定期巡回の従業員としての専門的な業務について
- 高齢者虐待防止法などの他法制度について
- その他、定期巡回の実施のために必要な事項について

## 10. 【虐待防止の為の措置】

- 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
  - 虐待を防止するための従業員に対する研修の定期的な実施
  - ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
  - 成年後見制度の利用支援
  - 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
  - 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底を図る
  - 虐待の防止のための指針の整備
  - その他虐待防止のために必要な措置
- 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

## 11. 【相談・苦情の対応】

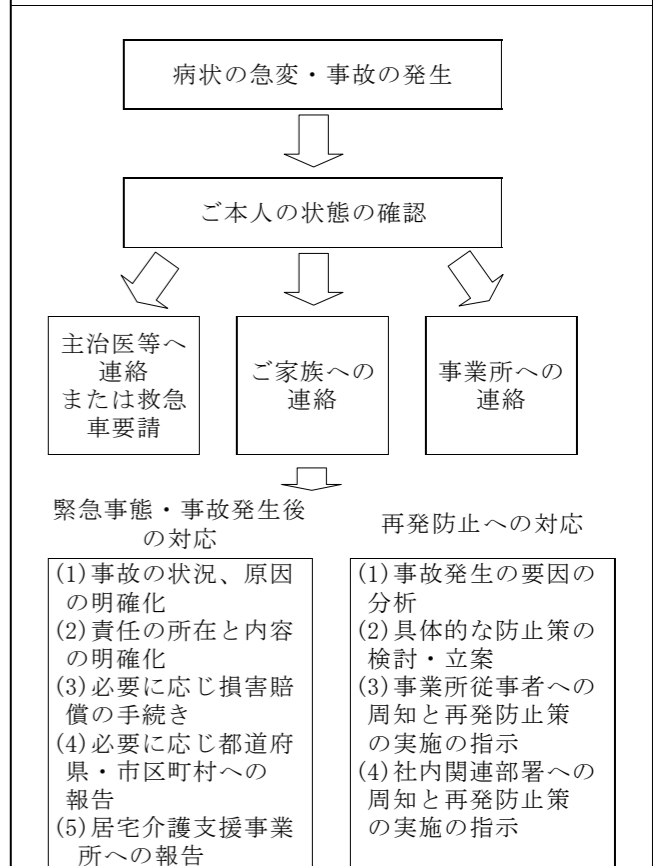
事業所受付	相談・苦情窓口	(電話)	
		(受付時間)	事業所概要の通り
		(担当者)	
事業者受付	お客様相談窓口	(電話)	0120-65-1192
		(受付時間)	9:00~18:00(土日祝除く)
申し外立部 て苦情 機関	ご利用者がお住まいの各市区町村外部苦情窓口	(担当窓口)	
		(受付時間)	
		(電話)	
	都道府県国民健康保険団体連合会	(担当窓口)	
		(受付時間)	
		(電話)	

#### 【相談・苦情発生時の対応】

- 相談・苦情の受付
- 相談・苦情の内容確認
- 事実の調査と再発防止策の立案
- 苦情再発防止策の実施

## 12. 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、定期巡回の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



## 13. 【加算に関する同意の有無】

ご利用者は、訪問看護サービスを利用する場合または将来的な利用を想定した場合、下記の加算に同意する場合には、「同意します」に丸印を、同意しない場合には、「同意しません」に丸印をご記入ください。

ご利用者は、緊急時訪問看護加算に ( 同意します ・ 同意しません )

重要事項説明書別紙利用料金表 〈定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型）〉

適用される地域区分	その他	地域単価	( 10.00円 )
-----------	-----	------	------------

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下、定期巡回随時という。）の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）\_\_利用料金

(1月につき)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護サービスを行わない場合	54,460円	97,200円	161,400円	204,170円	246,920円
訪問看護サービスを行う場合	79,460円	124,130円	189,480円	233,580円	282,980円

- (1) 准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、上記の金額の98%の額が利用料金となります。
- (2) 通所介護、通所リハビリテーションまたは認知症対応型通所介護（以下、通所介護等という。）を受けている利用者に対して、定期巡回を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算します。

通所介護等を利用した場合の減算費

(1日につき)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問看護サービスを行わない場合	-620円	-1,110円	-1,840円	-2,330円	-2,810円
訪問看護サービスを行う場合	-910円	-1,410円	-2,160円	-2,660円	-3,220円

短期入所系サービスを利用した場合は、その利用日数に応じた日割り計算を行います。

2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）\_\_利用料金

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）は、夜間のみサービスを必要とするご利用者に対して、定期巡回を行った場合に算定します。

		利用料金	
定期巡回費 (Ⅲ)	基本夜間訪問サービス費	9,890円	/月
	定期巡回サービス費	3,720円	/回
	随時訪問サービス費（Ⅰ）	5,670円	/回
	随時訪問サービス費（Ⅱ）	7,640円	/回

(1) 随時訪問サービス費（Ⅱ）を算定する場合

次のいずれかに該当する場合において、1人のご利用者に対して2人の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて、ご利用者またはそのご家族等の同意を得て行った場合に算定することができます。

- ①利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損等が認められる場合
- ③長期間にわたり定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
- ④その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合

3. 加算・減算項目

		定期巡回費（Ⅰ） の場合		定期巡回費（Ⅲ） の場合		
初期加算		300円	/日			—
緊急時訪問看護加算 (訪問看護サービスを行う場合 に限る)	(Ⅰ)	3,250円	/月			非該当
	(Ⅱ)	3,150円	/月			非該当
特別管理加算 (訪問看護サービスを行う場合 に限る)	(Ⅰ)	5,000円	/月			非該当
	(Ⅱ)	2,500円	/月			非該当
ターミナルケア加算 (訪問看護サービスを行う場合に限る)		25,000円	/月			非該当
退院時共同指導加算 (訪問看護サービスを行う場合に限る)		6,000円	/回			—
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	7,500円	/月	220円	/回	非該当
	(Ⅱ)	6,400円	/月	180円	/回	非該当
	(Ⅲ)	3,500円	/月	60円	/回	非該当
総合マネジメント体制強化加算	(Ⅰ)	12,000円	/月			非該当
	(Ⅱ)	8,000円	/月			非該当
認知症専門ケア加算	(Ⅰ)	900円	/月	30円	/日	非該当
	(Ⅱ)	1,200円	/月	40円	/日	非該当
口腔連携強化加算		500円	/回			非該当
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	1,000円	/月			非該当
	(Ⅱ)	2,000円	/月			非該当
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の24.5%	/月	所定単位数の24.5%	/月	非該当
	(Ⅱ)	所定単位数の22.4%	/月	所定単位数の22.4%	/月	該当
高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		所定単位数×1%の減算		—
業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		所定単位数×1%の減算		—
同 減 算 建 物	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	-6,000円	/月	所定単位数×90%	/月	—
	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	-9,000円	/月	所定単位数×85%	/月	—

※上記の表にて「—」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

#### 4. 実費について

(1回につき)

実費項目	買物や薬受けのサービスを行った場合（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円 (税込)
	買物や薬受けのサービスを行った場合（公共交通機関使用）	実 費
	通話料	1分につき42円 (税込)
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円 (税込)
	死後の処置料	フリー入力用

- ご利用者が専用端末を用いてオペレーションセンターに通報した場合の通話料金として、1分につき42円（税込）をお支払い頂きます。
- サービス実施記録等の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
- 買い物、通院および外出介助などのサービスを利用する際にかかる交通費は、原則としてご利用者のご負担となります。交通費は通院および外出介助の場合、同乗する従業者分を含む公共交通機関利用実費とし、片道のみサービスの提供であっても、往復における従業者分の交通費をご利用者にご負担頂きます。買物代行においてSOMPOケア株式会社の自動車等を使用する場合には、使用時の経費（利用者宅から目的地までの往復の経費〔22円/km〕（税込）をお支払い頂きます。
- ご遺族のご希望により、死後の処置を行った場合に、お支払い頂きます。
- 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

#### 5. その他の留意事項

- 定期巡回随時を提供する際に使用する、水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。
- 法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。
- 介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。
  - 1ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・・ア
  - ア × 10円（介護給付費1単位に対する地区別単価）＝ イ（1円未満切捨）・・・介護報酬
  - イ × （1－負担割合証に記載された負担割合）＝ ウ（1円未満切捨）・・・保険給付
  - イ－ウ＝自己負担額
- 定期巡回随時の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。（介護保険給付対象外のサービスをご希望される場合は、別途消費税を頂きます。）
- ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、SOMPOケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口にて提示すると、定期巡回随時の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

#### 6. 日割り計算について

〔日割り計算を行う場合〕 以下に該当する場合は、月額報酬を日割りで計算します。	定巡費 (Ⅰ)	定巡費 (Ⅲ)	〔日割り計算を行わない場合〕
・要介護認定の区分変更	●	●	・月途中の入・退院の場合は、日割り計算の対象外となります。（なお、月を通じて1ヶ月間入院される場合には、該当月における介護給付費は算定されません。）  <例> 7月15日から9月15日まで入院された場合の取扱い 7月…日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします。 8月…介護給付費の請求はございません。 9月…日割り計算はいたしません。1ヶ月分の利用料金を請求いたします
・サービス事業所の変更（当該サービスのみ）	●	●	
・事業開始・廃止（指定有効期間開始・終了）	●	●	
・事業所指定効力停止の開始・解除	●	●	
・利用者の登録開始・契約解除	●	●	
・短期入所生活介護または短期入所療養介護の入・退所	●	●	
・認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）または地域密着型特定施設入居者生活介護の入・退居	●	●	
・医療保険の給付対象となった期間 （特別訪問看護指示書等により医療保険の訪問看護サービスを提供した場合には、「訪問看護サービスを行わない場合」に該当する給付額を日割り計算にて算定いたします。）	●	●	

#### 7. 支払い方法および重要事項

サービス利用料	<p>市区町村の定める基準により、原則として基本料金の1割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。</p> <p>※ 介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。</p>
利用料金の支払い方法	<p>銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。</p> <p>※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。                      ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により1～3ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。</p>



# 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

基本部分 ( )内旧単位			高齢者虐待 防止措置 未実施減算	業務継続 未策定減算	准看護師に よりサービス 提供が行 われる場合	通所 サービス 利用時の 調整	中山間地域等 にかかる加算	同一建物減算 ※	緊急時訪問 看護加算	特別管理 加算	ターミナル ケア加算	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	(I) (1月につき)	訪問看護サービスを行わない場合	要介護1	5,446 単位(5,697)			-62 単位	特別地域加算 +15/100  中山間地域等における 小規模事業所 加算 +10/100  中山間地域等に 居住する者への サービス提供 加算 +5/100	50人未満 -600 単位  50人以上 -900 単位	(I) +325 単位	(I) +500 単位	死亡日及び死亡 日前14日以内に ターミナルケア を行った場合 +2,500 単位 (2,000) (1月につき)
		要介護2	9,720 単位(10,168)		-111 単位							
		要介護3	16,140 単位(16,833)		-184 単位							
		要介護4	20,417 単位(21,357)		-233 単位							
		要介護5	24,692 単位(25,829)		-281 単位							
	(I) (1月につき)	訪問看護サービスを行う場合	要介護1	7,946 単位(8,312)		×98/100	-91 単位			(II) +315 単位 (1月につき)	(II) +250 単位 (1月につき)	
		要介護2	12,413 単位(12,985)		-141 単位							
		要介護3	18,948 単位(19,821)		-216 単位							
		要介護4	23,358 単位(24,434)		-266 単位							
		要介護5	28,298 単位(29,601)	-1/100	-322 単位							
	(II) (1月につき)	要介護1	5,446 単位(5,697)		-62 単位							
		要介護2	9,720 単位(10,168)		-111 単位							
		要介護3	16,140 単位(16,883)		-184 単位							
		要介護4	20,417 単位(21,357)		-233 単位							
		要介護5	24,692 単位(25,829)		-281 単位							
(III)	基本夜間訪問サービス費		989 単位 (1月につき)									
	定期巡回サービス費		372 単位 (1回につき)									
	随時訪問サービス費		(I) 567 単位 (1回につき) (II) 764 単位 (1回につき)				同上	20人以上 ×90/100 50人以上 ×85/100				

※ 事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合  
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

支給限度額管理対象外

加算名	単位数	単位数			
		1日につき	1月につき	1回につき	
初期加算	30日を限度	30単位	●		
総合マネジメント体制強化加算	(I)	1,200単位		●	
	(II)	800単位(1,000)		●	
生活機能向上連携加算	(I)	100単位		●	
	(II)	200単位		●	
退院時共同指導加算		600単位			●
<u>口腔連携強化加算</u>	<u>1月に1回を限度</u>	<u>50</u> 単位			●
認知症専門ケア加算	(I)	90単位		●	
	(II)	120単位		●	
	(I)	3単位	●		
	(II)	4単位	●		
サービス提供体制強化加算	(I)	750単位		●	
	(II)	640単位		●	
	(III)	350単位		●	
	(I)	22単位			●
	(II)	18単位			●
	(III)	6単位			●

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

**各種加算の改定点（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）**

名称	詳細
（変更） 緊急時訪問看護加算 ※一体型のみ	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合に加算します。</p> <p><b>イ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）</b>：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。</p> <p>(2) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。</p> <p><b>ロ 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）</b>：イ(1)に該当するものであること。</p>
（変更） 総合マネジメント体制強化加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合に加算します。</p> <p><b>イ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）</b>：次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、サービス計画の見直しを行っていること。</p> <p>(2) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること。</p> <p>(3) 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。</p> <p>(4) 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。</p> <p>(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>① 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。</p> <p>② 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。</p> <p>③ 市町村が実施する法第115条の45第1項第2号に掲げる事業や同条第2項第4号に掲げる事業等に参加していること。</p> <p>④ 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。</p> <p><b>ロ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ）</b>：イ(1)及び(2)に掲げる基準に適合すること。</p>
（変更） 認知症専門ケア加算	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。</p>

名称	詳細
	<p><b>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)：</b>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 事業所における利用者の総数のうち、<b>周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者</b>（以下「対象者」という。）の占める割合が50%以上であること。</p> <p>(2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、<b>事業所における対象者の数が20人未満</b>である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>(3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的 に開催していること。</p> <p><b>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)：</b>次のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) <b>イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。</b></p> <p>(2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が20%以上であること。</p> <p>(3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p> <p>(4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。</p>
<p>(新設)</p> <p>口腔連携強化加算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合に加算します。</p> <p><b>イ</b> 事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。</p> <p><b>ロ</b> 次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(1) 他サービスの介護事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。</p> <p>(2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。</p> <p>(3) 当該事業所以外の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は他サービスの介護事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。</p>
<p>(新設)</p> <p>高齢者虐待防止措置未実施減算</p>	<p>別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。</p>

名称	詳細
(新設) 業務継続計画未策 定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。